令和５年３月16日

郡市区等医師会　御中

大 阪 府 医 師 会
（公印省略）

経口抗ウイルス薬（パキロビッド®パック）の薬価収載に伴う医療機関及び薬局への配分等について（その２）（通知）

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記事務連絡に関し、大阪府から通知がありました。

同通知は、経口抗ウイルス薬「ニルマトレルビル/リトナビル」（販売名：パキロビッド®パック）の薬価収載に伴う医療機関及び薬局への配分等を知らせるものです。詳細につきましては、厚生労働省事務連絡（下記サイト掲載）をご参照ください。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

（関係機関には大阪府から案内が直送されています）

記

●大阪府通知に関する問い合わせ先

大阪府健康医療部感染症対策支援課支援企画グループ　06-4397-3289　内4527

●厚生労働省事務連絡より引用

１．「パキロビッド登録センター」を通じた方法による国が購入した本剤の配分について

（１） パキロビッド対応医療機関及びパキロビッド対応薬局の登録

「パキロビッド登録センター」に登録し、同センターを通じた現在の方法による、国が購入した本剤（以下「国購入品」という。）の配分にあたっての新規の医療機関・薬局登録は、３月22日17時をもって終了します。なお、リストの提出日については、これまで毎週火曜日及び金曜日としていましたが、３月15日以降22日までの平日については、毎日17時まで受け付けます。

（２） 国購入品の配分

国購入品については、３月28日15時までに「パキロビッド登録センター」に発注した分について配分することとし、以降の配分は終了します。３月22日から28日の間の配分手続きについては、追ってご連絡します。

また、本剤を必要とする患者に速やかに投与できるよう、適切な在庫の確保など、状況に応じた本剤の配分依頼をお願いします。

２．３月22日以降の一般流通品の購入について

３月22日以降は、一般流通品が医療機関及び薬局に納入可能となります。一般流通品の注文手続き及び可能時期については、製造販売業者又は卸売販売業者にお問い合わせください。

一般流通品を患者に投与した場合には、通常の手続きに従って、当該薬剤費を含めて診療報酬請求を行ってください。なお、原則として同一患者に国購入品と一般流通品を混在させて使用することは避けてください。

３．医療機関又は薬局が保有する国購入品について

医療機関又は薬局が保有する国購入品については、一般流通開始後も必要な患者に投与して構いません。国購入品の処方時に求めていた適格性情報チェックリストや投与後に行っていた「パキロビッド登録センター」を通じた使用実績登録などの取扱いについては、追ってご連絡します。

投与した国購入品の薬剤費については、いかなる場合であっても、患者に自己負担を求めることや、診療報酬請求することはできません。また、国購入品および一般流通品については、販売名および外箱の表記が異なり、製造ロット番号及びGS-1コードにより管理されていますので、別添の（パキロビッド®パック及びパキロビッド®パック600、同300の比較表）を参照したうえで、請求誤りがないようご留意ください。

●通知文書掲載先（厚生労働省ホームページ。2023年3月15日付通知ご参照）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00416.html

大阪府医師会・地域医療１課
（06-6763-7012）